療育手帳をお持ちの皆さまへ（18歳未満の方へ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙・表面）

新型コロナウィルス感染症対策に係る

療育手帳の更新手続きの取扱いについて（ご案内）

大阪府の子ども家庭センターでは、18歳未満の方の療育手帳の判定を実施しています。現在も判定業務を行っていますが、新型コロナウィルス感染症の拡大を防止する観点から療育手帳の次の判定年月を1年間延長することができます。

**１　対象者**

　　療育手帳の次の判定年月が令和２年３月から令和３年２月までの方

**２　延長期間**

　　１年（次の判定年月が令和３年２月の方は令和４年２月までとなります。）

**３　手続き**

　・　延長には、お住まいの市町村への申請が必要です。

　・　「療育手帳次の判定年月延長申請書（裏面）」をお住まいの市町村窓口に郵送又は持参してください。

**４　延長後の判定について**

　・　次の判定年月を延長した方につきましても、延長後の期日を待つことなく、ご希望に応じて判定、面接を行うことができます。

　・　判定を希望される方のご予約については、各子ども家庭センターへお問い合わせください。

　　　（判定時期については、予約の混雑具合により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。）

　・　判定の実施にあたっては、マスク着用や消毒、面接室内の飛沫感染防止対策を講じています。

　　　来所時には、感染防止にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

＜お問い合わせ・ご連絡先＞

・このご案内、更新申請、延長申請・延長証明に関すること

　　　市・町・村　　　　　　　課　電話　　　-　　-

・判定、判定予約に関すること

　大阪府中央子ども家庭センター（所在地：寝屋川市）　育成支援第二課　電話　072-828-0161

大阪府池田子ども家庭センター（所在地：池田市）　　育成支援課　　　電話　072-751-2858

大阪府吹田子ども家庭センター（所在地：吹田市）　　育成支援課　　　電話　06-6389-3526

　　大阪府東大阪子ども家庭センター（所在地：東大阪市）育成支援課　　　電話　06-6721-1966

　　大阪府富田林子ども家庭センター（所在地：富田林市）育成支援課　　　電話　0721-25-1131

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（南河内府民センター代表電話）

　　大阪府岸和田子ども家庭センター（所在地：岸和田市）育成支援課　　　電話　072-445-3977

（別紙・裏面）

療育手帳次の判定年月延長申請書

令和　　年　　月　　日

　療育手帳判定機関　あて

本人が所持する療育手帳について、次の判定年月を延長いただくよう申請します。

住　所　〒

生年月日　平成・令和　　　年　　月　　日

本人氏名　　　　　　　　　　　印　　電話

　　　　　　　　　　　　（申請者：本人との続柄　　　　）

住　所　〒

氏　名　　　　　　　　　　　印　　電話

市町村記入欄

　次の判定年月の延長　　　　　□　手帳記載変更　　　□　証明書発行

　　　　　延長前の次の判定年月（　年　月）→延長後の次の判定年月（　年　月）

**障がい（児）者、ご家族の皆さまへ**

**この申請書は、郵送にて市町村障がい福祉担当課にご提出ください。**

**障がい（児）者、ご家族の皆さまへ**

**この申請書は、郵送にて市町村障がい福祉担当課にご提出ください。**

**障がい（児）者、ご家族の皆さまへ**

**この申請書は、郵送にて市町村障がい福祉担当課にご提出ください。**

療育手帳次の判定年月延長証明書

**障がい（児）者、ご家族の皆さまへ**

**この申請書は、郵送にて市町村障がい福祉担当課にご提出ください。**

　この方が所持する療育手帳は下記により次の判定年月が延長されているものであることを証明します。

１　対象となる方の氏名・生年月日

　　氏　　名

　　生年月日　平成・令和　　年　　月　　日

２　延長後の「次の判定年月」

　　令和　　年　　月

（市町村証明欄）

　公印